

第 58 回通常総会議案

と き：令和 6 年 5 月 30 日（木）

ところ：広島市文化交流会館

広島県内陸部振興対策協議会

目 次

通常総会次第	_____	1
第 1 号議案	令和 5 年度会務報告及び重点目標とその対応について	
	令和 5 年度会務報告 _____	2
	令和 5 年度重点目標とその対応 _____	3
第 2 号議案	令和 5 年度歳入歳出決算について	
	歳入の部 _____	21
	歳出の部 _____	22
	監査意見書 _____	23
第 3 号議案	令和 6 年度活動方針、重点目標及び事業計画について（案）	
	令和 6 年度活動方針 _____	24
	令和 6 年度重点目標 _____	25
	令和 6 年度事業計画 _____	27
第 4 号議案	令和 6 年度歳入歳出予算について（案）	
	歳入の部 _____	28
	歳出の部 _____	29
	市町負担金 _____	30
広島県内陸部振興対策協議会会員名簿	_____	31
広島県内陸部振興対策協議会会則	_____	32

通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓祝辞

4 議 事

(1) 第1号議案 令和5年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 令和5年度歳入歳出決算について
(監査報告)

(3) 第3号議案 令和6年度活動方針、重点目標及び事業計画について(案)

(4) 第4号議案 令和6年度歳入歳出予算について(案)

5 そ の 他

6 閉 会

第 1 号議案

令和 5 年度会務報告及び重点目標とその対応について

令和 5 年度会務報告

年月日	事業内容	場所
令和 5 年 4 月 6 日	令和 4 年度会計監査	三 次 市 北 広 島 町
5 月 22 日	役 員 会	庄 原 市
6 月 8 日	第 57 回通常総会	広 島 市
6 月 13 日 ～ 7 月 14 日	令和 6 年度主要施策に関する要望事項の取りまとめ	事 務 局
8 月 18 日	役 員 会	広 島 市
9 月 27 日	理 事 会	広 島 市
10 月 20 日	令和 6 年度主要施策に関する要望活動（広島県）	広 島 市
10 月 24 日	令和 6 年度主要施策に関する要望活動 （国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所）	三 次 市
	令和 6 年度主要施策に関する要望活動 （国土交通省中国地方整備局） （防衛省中国四国防衛局）	広 島 市
11 月 14 日 ～ 11 月 15 日	令和 6 年度主要施策に関する中央要望活動 （国会議員及び各省庁）	東 京 都
令和 6 年 2 月 22 日	役 員 会	広 島 市
4 月 5 日	令和 5 年度会計監査	府 中 市 世 羅 町

令和５年度重点目標とその対応

令和５年度重点目標

I. 安心な暮らしの実現に向けて

- 1 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保
- 2 介護保険制度をはじめとした安定的な社会保障制度の運営支援
- 3 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 4 地域に根差した県立高等学校の存続を含めた教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実
- 5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進
- 6 JRをはじめとする交通ネットワークの維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 7 災害復旧・復興事業、国土強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化
- 8 感染症対策及び支援策の充実強化

II. 地域産業の振興に向けて

- 1 観光振興の推進及び支援策の充実
- 2 家畜伝染病対策を含む2025広島県農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実
- 3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実
- 4 飼料価格等の高騰に直面する兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実
- 5 広島県DX加速プランにおける全県的なDXの推進
- 6 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実
- 7 中国自動車道の効果的な活用による地域振興

III. 生活基盤の充実にに向けて

- 1 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化
- 2 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化
- 3 高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上

I. 安心な暮らしの実現に向けて

1 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保

- (1) 医師、看護師等医療従事者の確保、医療体制の充実
[府中市、三次市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、世羅町]
- (2) 小児医療の充実 [神石高原町]
- (3) 発達障害者支援センターの備北圏域への設置について [庄原市]

【県の主な対応】

市町の要望を基に、自治医科大学卒業医師を中山間地域に重点的に配置しており、令和6年度は20名を7市3町の公的医療機関に配置している。広島大学ふるさと枠医師については118名が初期臨床研修を終え、うち49名が中山間地域の公的医療機関に勤務している。

今後も、毎年20名程度、ふるさと枠医師等の地域医療を担う医師が順次地域での診療に従事していく見込みである。

また、へき地医療拠点病院等である市立三次中央病院、安佐市民病院、福山市民病院を中心に広域的な人材育成の支援システムを構築し、中山間地域の医師が働きやすい環境を整備するとともに、地域医療介護総合確保基金による財政的支援を継続し、過疎地域での医療提供体制の維持・確保を図っていく。

看護師の育成・確保については、医療介護総合確保基金を活用し、公立以外の看護師養成所等への運営費助成並びに看護教員及び実習指導者等への研修を行っている。また、県北唯一の看護職員養成施設である県立三次看護専門学校において、過疎指定地域を対象とした推薦枠を設けており、卒業生の約4割程度が中山間地域に就業している。

看護師の復職支援も進めており、広島県看護協会が運営するナースセンターを通じて、無料職業紹介、看護職員の離職時届出制度の徹底、潜在看護師に対する復職支援研修等の取組を実施している。

オンライン診療については、庄原赤十字病院と舟入病院との間で、ひろしま医療情報ネットワーク（HM ネット）の基盤を活かした遠隔診療支援や医療情報の共有化に向け取り組んでいる。

おたふくかぜワクチンについては、国の審議会において、副反応の頻度等に関する評価・検討が進められており、接種の安全性を十分に検討した上で早急に定期接種化を進めるよう、中国地方知事会及び全国衛生部長会を通じて国に要望している。

発達障害者支援センターにおいては、県内全域をカバーできるようオンラインによる相談支援を行うほか、地域生活マネージャーを配置し、訪問による相談・助言等を実施し、市町の特性に応じた切れ目のない支援体制の構築を図っている。

また、国に対して、地域で発達障害を支える人材育成・確保を図るために必要な財源措置や体制整備等について働きかけていく。

【協議会の方向性】

医療従事者の慢性的な不足、小児医療の充実、発達障害者への相談支援体制の充実について、引き続き、要請していく必要がある。

2 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援

- (1) 介護従事者の確保等に対する新たな支援制度の創設 [府中市]
- (2) 介護保険制度の財政支援の充実及び介護職員の確保支援・強化
[安芸太田町、北広島町]
- (3) 介護保険事業計画の期間延長 [北広島町]
- (4) 国民健康保険の財政支援措置及び保険料軽減措置の拡充 [北広島町、世羅町]

【県の主な対応】

介護人材の安定的確保や介護職への理解促進とイメージアップに向けた施策、適正な給与水準の確保、外国人介護人材の受入体制の強化について、全国知事会や全国主要都道府県民生主管（部）局長連絡協議会を通じて国に要望している。

介護支援専門員の研修内容等の見直しについては、国において法定研修のあり方について議論され、令和6年度からのカリキュラムの見直しが行われ、今後も国の動向について注視していく。

また、研修の負担軽減についても、国においてシステム構築などオンライン形式による研修実施のための環境整備が図られ、講義の通信学習が可能となった。県においては、講義の通信学習に加え、演習をオンライン形式に段階的に移行し、受講しやすい研修の実施に努めている。

国は、地方公共団体の介護保険事業計画策定にかかる事務負担軽減のため、介護保険事業計画作成等に資する手引やツールの作成とともに、中長期の計画目標の設定が可能であることを明確化した令和5年度の告示改正を行った。

引き続き、県としては事務負担の軽減について国に要望していく。

国民健康保険の財政支援については、毎年約3,400億円の国保への財政支援の確実な実施や、激変緩和として措置される交付金の長期的交付、国民の保険料負担の平準化に向けた財政支援の方策を講じてきた。また、今後の医療費の増嵩に耐える財政基盤の確立を図るよう、全国知事会などを通じて国へ要望してきた。

その結果、平成26年度から毎年度、低所得者層の保険料の軽減判定所得の基準が見直され、保険料の軽減対象が徐々に拡大されてきている。

また、令和4年4月から国民健康保険世帯の未就学児の均等割保険料（税）の5割を軽減する制度が導入された。今後も、軽減措置対象拡大を要望していく。

【協議会の方向性】

中山間地域では、介護人材の不足が強く懸念され、介護人材の確保をはじめとする、安定的な社会保障制度運営を要請する必要がある。

3 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化

- | |
|------------------------------------|
| (1) 乳幼児医療費助成制度の拡充 [安芸太田町、北広島町、世羅町] |
| (2) ひとり親家庭等医療費助成の所得制限緩和 [北広島町、世羅町] |

【県の主な対応】

乳幼児医療費公費負担制度は、早期受診による子供の健康保持と、子育て家庭の経済的負担の軽減の観点から、自治体によって子供の医療費負担に差が生じないように、全国一律の医療費助成制度の創設を、引き続き、国に働きかけていく。

ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和については、受益と負担の公平性、安定的で持続可能な制度という観点から慎重に検討する必要がある。国によるひとり親家庭に対する医療費助成制度の創設を引き続き要望していく。

【協議会の方向性】

喫緊の課題である少子化対策及び子育て支援策として、全国一律の医療費助成制度の創設等について、引き続き、要請する必要がある。

4 地域に根差した県立高等学校の存続を含めた教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実

- | |
|---|
| (1) 教職員体制の充実 [府中市、三次市、庄原市、安芸高田市] |
| (2) ICT活用による学習への支援 [府中市、三次市、安芸高田市] |
| (3) 過疎地域における高等学校配置 [府中市] |
| (4) 中山間地域の県立高等学校の存続に向けた取組の支援と新たな在り方計画の見直しについて [庄原市] |

【県の主な対応】

教職員の人材確保については、令和5年度は906名の名簿登載し、広島県「教育職」求人フェア説明会をオンラインを含む県内7会場で、希望する市町教育委員会と合同開催した。令和6年度からは大学3年生等チャレンジ受検を実施することとしている。

県内の公立小中学校などにおいて整備している児童生徒の一人1台端末については、その多くが、令和7年度以降に更新時期を迎える。この端末の更新費用については、国において、令和5年度補正及び令和6年度当初予算で措置されており、令和10年度まで予算措置が継続される予定である。

これを受けて、県においては、令和５年度２月補正と令和６年度当初予算において、更新整備に対する補助に係る経費を広島県教育振興基金に積み立てており、次年度以降も必要な予算措置を実施していく。

また、文部科学省が示す次期端末の調達については、県内の全市町が参加する共同調達に関する会議体を立ち上げ、年度ごと、ＯＳごとに共通仕様書を作成して調達を行うこととしているため、本県においても、共同調達に関する会議体を立ち上げ、必要な調整を進めていきたいと考えている。

中山間地域の県立高等学校の配置及び存続については、令和６年３月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第２期）」に基づき、地理的条件等にかかわらず、生徒の能力・適性等に応じた高等学校教育を受けられる教育環境を整備と魅力ある高等学校づくりを推進する。

また、１学年１学級規模の高等学校については、今年度から新たに学校の活性化策を分析・評価し、アドバイザーによる伴走支援を行い、各校の活性化・魅力化に向けた取り組みの一層の充実を図る。

【協議会の方向性】

地域人材の育成に教育環境の維持・充実是不可欠である。教職員の確保とＩＣＴの活用を進め、地域に根差した特色ある高等学校存続を要請する必要がある。

5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

- | |
|-----------------------------|
| (１) 信号機等交通安全施設の整備促進 [協議会提案] |
| (２) 警察施設の整備促進 [協議会提案] |

【県の主な対応】

令和６年３月末現在、県内に設置されている信号機は４,０４８基であり、令和５年度に新設した７基を含め、過去１０年間で９０基を新設している。また、令和６年度には７基の整備を予定している。また、LED信号灯器への変更を進める。

警察署の耐震性については、令和５年度で県内すべての警察署で耐震性が確保された。

交番・駐在所整備に係る令和６年度当初予算では、２交番１駐在所の建替工事費及び１交番２駐在所の設計委託費のほか、屋上防水・外壁改修などの長寿命化に向けた改修も行うこととしている。

【協議会の方向性】

住民の安全・安心を支える施設が整備されるよう、引き続き、施設の老朽化対策等を要請する必要がある。

6 JRを始めとする交通ネットワークの維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化

- | |
|-------------------------------------|
| (１) 鉄道ネットワークの維持充実 [府中市、三次市、庄原市、世羅町] |
| (２) 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化 [安芸高田市] |

- (3) JR芸備線の安定運行の実現〔安芸高田市〕
- (4) JR芸備線における鳥獣害対策の強化〔安芸高田市〕
- (5) タクシーを活用した移動事業に関する支援〔安芸太田町、神石高原町〕
- (6) 郊外路線のフィーダー化への対応〔安芸太田町、北広島町〕
- (7) JR三江線代替交通の生活交通ネットワークの実現〔安芸高田市〕

【県の主な対応】

地方鉄道を路線廃止により縮小均衡させるのではなく、全国的な鉄道ネットワークの在り方について、国の責任において議論し、方向性を示していただくよう、引き続き、働きかけていく。

また、改正地域交通法の基本方針において、再構築協議会の議論にあたっては、旅客数や収支といった大量輸送性だけでなく、利用者や地域に与える影響を十分に考慮することが定められており、こうした視点で議論が進められるよう国へ働きかけていく。

なお、県では、「鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上事業」として、市町や沿線協議会などが実施する鉄道を活用した取組を後押しする。

生活交通を担う交通事業者への支援として、給付型の交付金、燃油高騰影響額の一部補助、デジタル化・省エネ対策といった将来的な投資に対する補助など、国の地方創生臨時交付金を活用し、累次の支援を行ってきた。

令和5年12月補正において予算措置を行った「持続可能な公共交通実現のための投資への補助金」では、小型車両への更新を促していくことを目的として、中小のバス事業者に対する補助上限額の引き上げを行った。

令和6年3月に策定した「広島県地域公共交通ビジョン」では、「拠点間を結ぶ交通ネットワークの充実」や、「暮らしを支える生活交通の確保」を基本方針とし、具体的な施策の検討を進めていきたい。

JRの施設改善やダイヤ改正等に係る要望については、沿線協議会や関係市町からの要望をとりまとめ、JRに対して要望を行っており、駅及び線路周辺の鳥獣害対策強化を含めた環境整備についても要望していく。

タクシーを活用した移動事業に関する支援については、県の「広島型 MaaS 推進事業」として、庄原市、安芸太田町など中山間地域6市町で取り組まれている。

また、国に対しては、タクシー利用料金の助成を行っている地方自治体への特別交付税等の財政支援を、中国地方知事会で要望している。

郊外路線のフィーダー化への対応については、路線再編のための調査費用について支援を行うとともに、広域路線補助について、全過疎市町における輸送量要件の緩和など、地域の実情に応じた補助の見直しを行ってきた。加えて、市町が運行するバス路線等に対しては、市町等運行路線再編促進費補助金によって、独自に補助を行っている。

JR 三江線の代替バスルートである県道三次江津線は、地形的な条件から道路幅に制約を受けている。今後も待避所の追加設置など必要な対策を講じていく。

【協議会の方向性】

住民の生活に欠かすことのできない持続可能な公共交通の維持・充実に向けて、地域の実情に沿った施策の実施及び支援策の充実強化を要請していく。

7 災害復旧・復興事業、国土強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化

- (1) 小規模崩壊地復旧に係る事業の促進及び予算の確保 [安芸高田市]
- (2) 治山事業等による防災・減災対策の推進 [府中市、安芸高田市]
- (3) 浸水（排水路）対策事業実施の確実な推進 [府中市]
- (4) ため池総合対策の推進 [府中市]
- (5) 砂防事業の促進 [府中市]
- (6) 河川改修の促進 [全市町]
- (7) 河川堆積土及び立木等の流路支障物の定期的な撤去等 [協議会提案]
- (8) 急傾斜地崩壊対策事業の促進（貴船地区） [安芸高田市]
- (9) 二次被害防止に向けた総合的な治水・土砂災害対策の推進 [協議会提案]

【県の主な対応】

小規模崩壊地復旧事業については、市町からの要望に応じて、計画的に整備が進められるよう、予算確保に努めていく。

治山事業は、平成 30 年 7 月豪雨災害や令和 3 年 8 月豪雨災害を受けて、災害関連緊急治山事業及び治山激甚災害対策特別緊急事業を最優先に進めている。

今後の災害に備えるため、被災箇所の早期復旧及び山地災害に対する防災機能の確保に向けて、保全対象の重要度、崩壊等の危険度判定の高い箇所などの優先度判定を行い、計画的に推進していく。

浸水対策事業については、国の「農業水路等長寿命化・防災減災事業」だけでなく、県の単独事業や地方債により必要な対策を推進していく。

ため池対策については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、ため池の診断を進めており、補強や廃止等、防災工事の優先度を定めたうえで、計画的に進めることとしている。

また、県が実施してきた廃止工事の設計手法提供や、防災工事の設計手法及び盛土の密度などの施工管理に関する技術研修実施などの技術的支援を行い、市町による地域との調整並びに合意形成を受けて防災対策が円滑に実施されるよう、綿密な連携を図りながら進めていく。

特措法は、令和 2 年の制定から 3 年が経過し、今後防災工事が本格化することから、財政支援を国に対して働きかけていく。

砂防事業の促進について、宮ノ間川は既に再度災害防止施設の整備が完了し、観音谷川については、早期完成を目指して工事を進めている

事前防災を目的とした砂防事業は、「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に沿って計画的に取組を進めている。

河川事業については、令和3年7月・8月豪雨災害等の再度災害防止対策に最優先で取り組むとともに、令和3年3月に策定した「ひろしま川づくり実施計画2021」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用しながら着実に河川改修を推進していく。

河川の堆積土等の除去については、「河川内の堆積土等除去計画 2021」に基づき、計画的に実施しており、引き続き、定期点検・出水後点検の結果及び地元要望を踏まえ、適切な維持管理に努めていく。

急傾斜地崩壊対策事業の促進について、「貴船地区」の東側の工事を進めるとともに、用地困難箇所への対応や吉田郡山城の史跡の調査等について、関係機関と協議・調整を行っている。西側の箇所についても事業を推進していく。

二次被害防止に向けた総合的な治水・土砂災害対策の推進について、令和3年7月・8月豪雨により被災した箇所については、抜本的・緊急的な整備を実施してきたところであり、災害関連緊急砂防事業は概ね完了した。河川の改良復旧事業は、早期完成に向け、取り組んでいく。

また、流域治水協議会等と連携し、引き続き、財政措置等の支援も含め予算確保に向けて、国へ要望していく。

【協議会の方向性】

被災箇所の早期復旧が図られるよう、予算確保等を要請していくとともに、ため池対策等の防災にかかる事業推進について要請していく。

Ⅱ. 地域産業の振興に向けて

1 観光振興の推進及び支援策の充実

- | |
|--|
| (1) 神龍湖に漂流した流木や廃棄物等の除去及び効果的な水質浄化策〔庄原市、神石高原町〕 |
| (2) 国定公園帝釈峡内のトイレの整備〔庄原市、神石高原町〕 |
| (3) 国定公園帝釈峡遊歩道の復旧及び整備〔庄原市、神石高原町〕 |
| (4) 国定公園「比婆山連峰」の環境整備〔庄原市〕 |
| (5) 中山間地域の観光交流の推進〔三次市、庄原市、安芸高田市〕 |
| (6) 西中国山地国定公園内の観光案内看板等の整備〔安芸太田町〕 |
| (7) 土師ダム周辺のトイレの整備〔安芸高田市〕 |

【県の主な対応】

神龍湖内に漂流した廃棄物等の撤去に関しては、令和5年度、市町の要望どおり補助金を交付しており、撤去の実施に当たっては、中国電力㈱との協議

を進め、令和6年3月をもって撤去された。

アオコ対策に関しては、アオコの増殖抑制に効果があるフラッシュ放流が本格運用されている。今後もアオコ対策の取組を中国電力㈱に働きかけていく。

国定公園帝釈峡内のトイレの整備については、順次整備を進めている。今後も、老朽化した施設については、利用状況や関係者の意見を踏まえ、計画的な整備に向け検討を進めていく。

国定公園帝釈峡遊歩道の、上帝釈から下帝釈（素麺橋⇄柏岩橋）ルートや、休暇村～三坂駐車場ルートについては、落石や斜面の崩壊が断続的に発生することから、復旧費用も膨大となり実施は厳しいものと考えている。

休暇村～三坂駐車場のルートについては、当面迂回ルートの継続的な利用を行う方針としており、地元関係者の御理解をいただいている。

現行の遊歩道の通行が継続的に可能となるよう、継続的な点検を進めると共に、より魅力ある周遊ルートの可能性について地元関係者と協議を進めていく。

出雲峠のトイレについては、電気や水、重機が搬入可能な進入路の検討や清掃や管理方法を検討している。

県民の森公園センターについては、継続的に運営できるための条件分析を行い、見直しの方向性について整理を進めている。

吾妻山集団施設地区の活性化については、休暇村協会が運営者の公募を行ったものの、選定に至っていない状況であり、現在、同協会が事業確保のための取組みを進めている。

中山間地域の観光交流の推進については、付加価値の高い観光プロダクトの開発等に取り組み、「国の有形文化財に登録された建物での宿泊体験と歴史的建造物巡り」、「夏のスキー場を活用したバギー体験とグランピング」、「旧 JR 三江線を活用した、西日本初のレールマウンテンバイクの乗車体験」、「三段峡を舞台に、水墨画や日本茶、着物の着付けなど、純日本的な文化体験を満喫できるツアー」など多彩な観光プロダクトの創出につなげている。

ひろしま神楽の魅力の周知、認知度の向上を図るため、「外国人を対象とした夜神楽公演の実施」、「県北地域の祭りの体験や奉納神楽の鑑賞を組み入れたツアー」、「神楽の歴史など、神楽への理解を深める学習と、神楽の鑑賞をセットにした修学旅行生向け商品」などの付加価値の高いプロダクトの開発に加え、神楽への関心の高い外国人観光客をメインターゲットに据えた、神楽ＨＰの製作（日本語・英語）や、SNSにおける情報発信の促進にも取り組んでいる。

今後、2025 年の日本国際博覧会（大阪・関西万博）を契機としたインバウンド需要のさらなる増加を見据え、外国人観光客の関心の高い観光プロダクトの開発をはじめとした観光振興施策に取り組んでいく。

三段峡の遊歩道については、三段峡口から二段滝の区間を開放できる状態に復旧するとともに、三段滝まで通行できる仮説橋の設置に取り組んでいる。

また、令和5年度に実施した、三段峡の歩道全線における落石の危険性にかかる斜面の状況調査の結果を踏まえ、計画的な整備に努めていく。

三段峡内に設置している5棟のトイレについては、3棟を洋式化した但、残りの2棟は、法的な制約条件などを踏まえ、整備に向けて、検討を進めていく。

恐羅漢や深入山などの看板については、今年度、破損や腐食等が進んでいる標識や、豪雨等により浸食された歩道について、現地確認を行い、対応を検討する。

八千代湖駐車場、三田谷公園の洋式トイレへの更新については、令和6年度実施する予定である。

【協議会の方向性】

観光客の増加を見据え、中山間地域の有する豊富な自然環境や地域資源、歴史文化を生かした地域振興施策の充実を図るため、引き続き、要請する必要がある。

2 家畜伝染病対策を含む 2025 広島県農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 新規就農者支援の拡充〔府中市、神石高原町、北広島町〕(2) 多面的機能支払交付金に対する支援等（優良農地の確保）〔庄原市、北広島町〕(3) 日本型直接支払交付金（中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金）の交付単価の見直しと、事務手続き簡素化の国への働きかけ〔安芸太田町、北広島町〕(4) スマート農業の推進〔庄原市、安芸高田市、北広島町〕(5) 鳥獣対策の実施（鳥獣専門員の配置等）〔安芸高田市、安芸太田町、北広島町〕(6) 有害鳥獣対策の総合的な支援について〔庄原市〕(7) 担い手ニーズに対応した農地確保とマッチングの促進〔安芸高田市〕(8) 県営広域営農団地農道整備事業の推進〔三次市、北広島町〕(9) 県内産葉物野菜の県内外への新たな販路拡大〔安芸太田町〕(10) 優良な広島県種雄牛の造成の推進〔庄原市〕(11) 畜産農家に対する新たな支援制度の創設〔庄原市〕(12) 流域治水対策として取り組む「田んぼダム」における農地災害時の受益者負担の軽減について〔北広島町〕(13) 特定都市河川流域における農地整備事業への重点配分について〔北広島町〕 |
|--|

【県の主な対応】

農林水産物の販路拡大やブランド力の向上に向けて、「広島県産応援登録制度」と販路開拓を専門とするアドバイザー派遣を実施している。今後も、農産物のブランド化、高付加価値化に向けて支援していく。

低コストハウス導入については、「強い農業づくり交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業（整備事業）」等の既存の支援策を活用いただきたい。

経営発展支援事業については、国に対して、予算確保に合わせて県負担分の地方財政措置が継続されるよう要望していく。

多面的機能支払交付金のうち、施設の長寿命化のための資源向上支払いに関する予算については、国からの予算割当が市町からの要望を下回っており、新たに取組を開始した活動組織や広域化している活動組織を優先して予算を配分している。国の予算割当は、年度当初の一括配分であり、施設の長寿命化などを計画的に進められるよう、市町における計画が認定され次第、早期交付を行っている。

日本型直接支払交付金については、地域における課題を伝えながら、交付単価の見直しを含め制度の改善などを国へ要望していく。

中山間地域等直接支払制度については、農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援する「生産性・付加価値向上加算」や棚田地域における地域資源を活用した交流を促進する「棚田地域加算」など地域のニーズに合った加算制度も活用し、農業振興を図っていただきたい。

地域での営農における鳥獣被害の課題等を伝えながら、交付単価の見直しを含め制度の改善などを伝えていく。

また、事務簡素化は、国の検討会議でも課題とされており、継続した制度利用となるよう国に要請していく。

スマート農業の推進については、「ひろしま型スマート農業推進事業」を実施しており、軟弱野菜、加工用青ねぎ、ぶどうの3テーマについては、改良した技術を稼働して必要なデータの収集を行い、費用対効果を分析し、経営モデルの構築を行った。

また、全国でスマート農業の実証を支援しているコンサルタントやスマート農業機械に精通している者等をアドバイザーとした伴走支援を行うこととし、農業技術指導所と一体となり普及を図っていく。

鳥獣対策の実施については、集落ごとの被害程度や対策の状況を把握する「集落等実態調査」の分析結果を市町と共有し、課題のある集落を対象とした集中的な対策の実施や、被害が低減している集落の取組を市町内へ波及させることなどを「鳥獣被害対策プログラム」に盛り込んでいただくよう市町にお願いするとともに、講師派遣等の経費負担などを行っていく。

加えて、令和6年度からは、中間支援組織において、高度な技術力を有し、広域的な視点を持って、地域に対して技術的な指導を継続実施できる市町専任者を育成する。

農業施設の有害鳥獣からの防護については、国交付金を活用し、農地と一体的に広範囲で柵を設置することでき、防護柵の更新についても、既存柵の耐用年数の経過後であれば更新可能な場合もあり、事例に応じて対応を行っていく。

なお、農業施設の復旧及び防護柵の補修は、国交付金の対象外となっているため、国に制度の拡充を要望する。

担い手ニーズに対応した農地確保とマッチングの促進について、農地中間管理機構に駐在していた県職員を就農支援課内に「地域計画推進担当」として配置転換し、駐在職員の担当業務と併せて地域計画策定に向けた支援を行うこととした。

県営広域営農団地農道整備事業「備北南部２期地区」については、下志和地町春木から藤根原に向け工事を実施しており、藤根原から板木の区間において、板木側から工事を進めている。

「芸北第３期地区」については、今田トンネル前後の道路工が完了すれば、芸北地区が全線開通となる。計画的な事業執行により事業効果の早期発現に努める。

県内産葉物野菜の新たな販路拡大について、コマツナについては、県内量販店における大袋規格の商品づくりや、食品製造業者等への惣菜原料としての販路拡大、県産割合が少ない福山市場への出荷拡大を実現した。

県外への販路拡大については、物流の「2024 年問題」に対する取組として、広島空港振興協議会と連携して、広島空港発「広島～羽田便」の貨物スペースを利用したトライアルを実施した。これをきっかけに、陸送ではあるが県産コマツナ等が関東圏の百貨店等へ出荷されるようになり、販路拡大につながっている。

広島県種雄牛の造成については、改良したい特徴（能力）を有する雌牛に人工授精を行って雄子牛を産ませ、その中から能力を計り、選抜を行っている。候補となる雄子牛の選抜に当たっては、能力を早く推定することが選抜速度を上げることにつながるため、新たにゲノム解析技術を導入し、遺伝情報から素質を見極める選抜手法を本格的に導入し、優良な広島県種雄牛を早期に造成していく。

畜産農家に対する支援制度については、県有種雄牛の種付け促進と、県種雄牛産子の繁殖母牛としての保留促進を支援する事業を実施している。種付けにより短期的に広島血統和牛の増頭を達成し、広島血統和牛を毎年分娩する県種有種雄牛産子を母牛として保留することにより、長期的増頭も両立する計画としている。

流域治水対策として取り組む「田んぼダム」における農地災害時の受益者負担の軽減については、農地耕作条件改善事業による畦畔補強や排水口の整備、多面的機能支払交付金による田んぼダムへの加算などの支援制度を有効に活用し、取組の拡大を図っていただきたい。

なお、要望いただいた支援制度の検討については、田んぼダムの取組拡大に寄与すると考えられることから、要望を国に伝えていく。

持続的な農業環境を創出については、地域において農業の将来像を描き、基盤整備に向けた合意形成を図っていただくことが、重要である。県としては計画的な事業着手を進めるため、自動走行機械が作業できる農地の大区画化や草刈機をはじめとした農地管理の省力化など、スマート農業の実装とこれを支える基盤整備の手法を地域へ提案し、事業化を支援していく。これらの基盤整備の実施にあわせ、畦畔補強・排水路整備等を行うことにより、田んぼダムの取組を進めるとともに、農地耕作条件改善事業による畦畔補強や排水口の整備、多面的機能支払交付金による田んぼダムへの加算などの支援制度を有効に活用し、農村地域の防災・減災対策に取り組むことができるよう、引き続き予算確保に努めていく。

【協議会の方向性】

2025 農林水産業アクションプログラムに基づき、新規就農支援、スマート農業の推進、生産物の販路拡大等による農業経営者への支援について、引き続き、要請する必要がある。

3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実

- (1) 主伐による木材生産を推進するための再造林に対する助成金の創設 [安芸高田市]
- (2) 森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐための新たな防除方法の確立のための調査研究 [安芸高田市、安芸太田町]

【県の主な対応】

再造林の推進については、苗木購入や獣害防護柵を含めた再造林に係る経費を、国と県が支援することで、再造林の負担軽減に繋げてきた。これに加え、主伐・再造林の一貫作業や、ドローンによる苗木運搬、自走式下刈機などの実証を行っており、6年度末に成果をとりまとめる。また、「ニホンジカ林業被害防止技術マニュアル」に沿って、シカによる植栽木の被害抑制に取り組んでいる。

松くい虫被害対策については、薬剤の樹幹注入、地上散布及び伐倒後の薬剤・焼却駆除を組み合わせ実施している。予防対策については、松くい虫に対して強い抵抗性を持つ品種を育成し、苗木の供給を行っていく。

ナラ枯れ被害対策については、高齢化したナラ類が被害を受けやすく、伐って、使って、萌芽更新により若返らせる方法を組み合わせ実施することが効果的であることから、令和5年度に市町職員や林業経営体などを対象とした森林の若返りを促すシンポジウムを開催するとともに、広島県緑化センターでのナラ枯れ予防のための伐採と伐採木の利活用、その後の萌芽更新状況調査を実施している。

【協議会の方向性】

木材生産の推進と将来にわたる森林景観の維持、人工林の健全化につながるよう、引き続き、支援を要請する必要がある。

4 飼料価格等の高騰に直面する兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実

- | |
|--|
| (1) 町内外の担い手への農地マッチング推進 [安芸太田町] |
| (2) 飼料価格の高騰に直面している畜産農家への支援の継続 [府中市] |
| (3) 農業用資材の価格高騰に対する生産コストの負担軽減措置 [神石高原町] |

【県の主な対応】

町内外の担い手への農地マッチングの推進については、県内外の担い手の農地借受意向を収集しながら、該当する市町に情報提供し、担い手の参入を促進していく。また、市町において、10年後の地域の農業の在り方や将来の農地の利用について定めた地域計画を策定することとなっており、この作成を支援していく。

飼料価格の高騰に直面している畜産農家への支援の継続については、輸入飼料に依存しない生産体制の構築を目指し、飼料用米や稲発酵粗飼料、トウモロコシなどの生産を拡大する。また、国に対し、配合飼料価格安定制度の見直しなどを要請してきており、今後も、施策提案や知事会などの場面を通じて、更に充実した支援制度となるよう要望していく。

農業用資材の価格高騰に対する生産コストの負担軽減措置については、原材料を海外からの輸入に頼った化学肥料への依存を低減し、安価で安定的に調達しやすい国内の未利用資源を活用した肥料の利活用を推進するため、実証試験を行っている。飼料は、飼料用米や稲発酵粗飼料、トウモロコシなどの生産を拡大し、安定的に畜産経営体に供給する耕畜連携の取組を推進していく。

国に対しては、燃料価格上昇分の補填の継続などを要請してきたところであり、今後も、施策提案や知事会など様々な場面を通じて、更に充実した支援制度となるよう要望していく。

【協議会の方向性】

飼料等価格高騰に対する支援策について、引き続き、要請する必要がある。

5 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進及び支援の実施

- | |
|-----------------------------------|
| (1) DXの推進に向けたデジタル人材の育成・確保 [協議会提案] |
|-----------------------------------|

【県の主な対応】

県・市・町が共同で情報システム人材（県情報職等）を確保・育成する枠組みとして、令和5年度から「DX Ship（デジシップ）ひろしま」の運用を開始し、令和5年度は7市町（三原市、江田島市、廿日市市、大竹市、海田町、安芸太田町、大崎上島町）に6名の共通人材を配属した。令和6年度は、新たに8市町（呉市、竹原市、府中市、庄原市、府中町、熊野町、北広島町、坂町）が参画し、15市町に15名の共通人材を配属する予定である。

市町に対する技術的な県相談窓口として、令和５年度にデジタル基盤整備課内に県・市町連携グループを設置した。特に、令和７年度末を目標とした基幹系業務システムの標準化・ガバメントクラウド移行については、令和３年度から「自治体DX推進に係る広島県・市町担当者連絡調整会議」を定期的を開催し、国の動向や市町の課題などを情報共有するとともに、デジタル庁の職員を招聘しての説明会の実施等の支援を行っている。加えて、常時、市町からの相談対応、県・市町間で情報共有が図れるようチャットルームも開設している。

【協議会の方向性】

広島県DX加速プランに基づく広域的なデジタル基盤整備が進められるよう、要請する必要がある。

6 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実

- | |
|--|
| (1) カーボンニュートラルの推進に向けた県のロードマップ提示と実現支援〔府中市〕 |
| (2) 物価高騰の影響を受けている社会福祉事業者等への事業継続に向けた財政支援
〔安芸太田町〕 |
| (3) 中小企業等の事業継続に向けた財政支援〔安芸太田町〕 |
| (4) 千代田工業・流通団地の第２期整備に向けた取組強化〔北広島町〕 |

【県の主な対応】

カーボンニュートラルの推進に向けた県のロードマップ提示と実現支援については、広島県環境行政総合調整会議を開催し、脱炭素先行地域の選定に関する情報共有や、国の支援策、民間事業者の取組を情報提供するとともに、必要に応じて個別に市町を訪問して、それぞれの市町の現状や県に期待することなどをお伺いして施策を検討するとともに、具体的な事業を考えている場合は、専門性の高い民間事業者の紹介などを行っている。また、今年度から、県独自に、新たに自家消費型太陽光発電やマイクロ小水力発電の普及に取組むこととしている。

また、主伐時に使用する林業機械を活用して、再造林の支障となる枝葉等の効率的な片付け等を行う一貫作業の実証に取り組み、得られた成果を林業経営体に普及することとしており、集められた枝葉等については、木質バイオマス材として新たに活用されるよう検討している。市町や林業経営体と連携して、林業経営適地の集約化に取り組み、大ロットで木材生産を行うとともに、枝葉や小径木についても建築用材等と一体的に生産することで、木質バイオマス材がより多く供給されるよう取り組んでいく。

物価高騰の影響を受けている社会福祉事業者等への事業継続に向けた財政支援については、物価高騰を十分に反映した公的価格の改定を行うよう、国に対し要望した結果、令和６年度報酬改定（診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬）において、物価高騰を反映した報酬単価の見直しが行われた。今後も物価高騰の状況を注視し、事業者の経営が圧迫されないことがないよう、国に対し、物価高騰の状況を踏まえて適切な支援策を講じるよう、要望していく。

中小企業等の事業継続に向けた財政支援については、中小企業の資金繰り支援として、いわゆる「ゼロゼロ融資」の借換も可能な「伴走支援型特別資金」により、ゼロゼロ融資の返済本格化などに対応してきており、引き続き、「緊急経営基盤強化資金」などの県制度融資により、売上や利益の減少等に対応して必要な資金供給を行っている。このような足元の負担軽減策の実施に加え、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁に向けた取組や生産性向上・人材確保につながる施策など、様々な取組を進めていく。

千代田工業・流通団地の第２期整備に向けた取組強化については、造成が完了した後に未分譲となっている県営産業団地が、北広島町の大朝工業団地のほか１団地（安浦産業団地）という状況であり、今後も地元自治体と連携し、産業団地の早期分譲に取り組むとともに、未着手用地の造成・分譲の可能性について、確実な企業ニーズや、将来の税収入及び市町負担等を含めた収支等を考慮した上で、事業化を検討していく。

【協議会の方向性】

引き続き、社会経済情勢等の変化に対応した中小企業等への支援策を要請していく必要がある。

7 中国自動車道の効果的な活用による地域振興

(1) 高速道路利用料金の割引制度の導入〔協議会提案〕

【県の主な対応】

江の川 PA などにおける大型車用駐車マスの拡充や、中国道を含む一定エリアの高速道路が定額料金で乗り放題となる周遊パスの発売のほか、国土交通省と連携して「戸河内 IC（来夢とごうち）」、「千代田 IC（舞ロード IC 千代田）」における ETC2.0 搭載車を対象にした道の駅への一時退出の社会実験を継続して実施し、高速道路利用者の利便性向上を図るとともに、地域活性化への取組を進めている。引き続き、高速道路ネットワークの整備を促進し、現行の料金を維持しつつ、地域活性化の観点から高速道路の利用促進を図る施策を講じるよう、中国地方知事会などを通じて国に働きかけていく。

【協議会の方向性】

中国自動車道の効果的な活用によって、地域振興が図られるよう、引き続き、国への働きかけを要請する必要がある。

Ⅲ. 生活基盤の充実に向けて

1 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化

(1) 過疎対策事業債の財源確保〔府中市・神石高原町〕

【県の主な対応】

過疎対策事業債については、所要額が確保されるよう、国へ提案を行ってきた。その結果、令和５年度の第１次分において、過疎ハードの要望額 148 億円に対して 34 億円減の 114 億円の措置となったが、第１次分の過疎ハード以外は、第１次分の過疎ソフト限度額並びに第２次分の過疎ハード及び過疎ソフト限度額の要望額に対して、国から満額措置された。

令和６年度の過疎対策事業債の地方債計画額については、前年度に比べ 300 億円増の 5,700 億円が措置されたところである。

今後も、過疎対策事業債の必要額の確保について、国へ働きかけていく。

【協議会の方向性】

中山間地域活性化に向けた財源確保について、引き続き要請する必要がある。

2 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化

(1) 合併支援道路網等の整備促進 [協議会提案]

【県の主な対応】

合併支援道路については、令和３年度を始期とする『社会資本未来プラン』及び『広島県道路整備計画２０２１』において、取組方針の１つに「コンパクトで持続可能なまちづくりに資する道路整備」を位置付けており、魅力ある地域づくりや日常生活を支えるため、引き続き、合併支援道路の整備に取り組む。

【協議会の方向性】

会員各市町の合併建設計画期間は満了となるが、未だ合併支援道路網の整備は完了していないため、広島県道路整備計画等の着実な実施による、合併支援道路網の整備を要請する必要がある。

3 高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上

(1) 高規格道路の整備促進 [庄原市、安芸高田市]
(2) 広島中央フライトロードの早期整備 [世羅町]
(3) 広島～江津間道路の整備促進 [協議会提案]

【県の主な対応】

江府三次道路については、鍵掛峠道路全長 12km のうち、県境部のトンネルを含む 5.7km の区間については、令和７年度の開通に向けてトンネル工事の掘削などが進められ、残る 6.3km の区間については、橋梁上下部工や法面対策工などが進められており、国において着実に事業を推進されている。引き続き、事業促進が図られるよう、国に強く働きかけていく。

西城町平子から中野の 5 km 区間については、現在、交通安全事業により、現道の機能強化を進めている。平子中野道路を含む未事業化区間については、江府三次道路の事業中区間の進捗状況や交通状況等を勘案しながら、整備方針等について検討していく。

東広島高田道路について、平成 17 年 3 月に整備区間の指定を受けた向原吉田道路（安芸高田市向原町～吉田町）約 4.5 km については、「広島県道路整備計画 2021」において「継続（部分完成）」に位置付け、向原 IC から吉田 IC までの約 3.2 km の区間について重点的に整備を進めている。現在、トンネル設備等の工事を進めており、令和 6 年度末の供用を目指していく。また、向原 IC から主要地方道広島三次線までの約 1.3km 区間については、円滑で安全な交通を確保するために、歩道整備を行っており、令和 7 年度の供用に向けて、引き続き事業を進めていく。

調査区間指定されていない区間（安芸高田市吉田町～美土里町、東広島市～安芸高田市向原町）の調査区間への指定については、今後の財政状況や事業実施区間及び他路線の進捗状況を勘案しながら、検討を行う。

広島中央フライトロードの延伸については、広島空港の民営化など、近年の周辺環境の変化等を踏まえ、令和 3 年度からの社会資本未来プランに位置付け、調査等を進めている。昨年度、道路予備設計を実施し、現在、計画路線周辺の自然環境の把握のため、環境調査を進めている。今後、事業化に向け、地元市町との調整を図りながら、引き続き、整備区間の指定に係る国土交通省との協議調整や調査設計を着実に進めていく。

主要地方道安佐豊平芸北線外 5 路線は、総延長約 45km の内、約 40 km で整備を進めてきた。残る未改良区間のうち、主要地方道安佐豊平芸北線（烏帽子工区）については、「広島県道路整備計画 2021」において事業実施箇所として位置付けており、早期完成に向けて事業を推進していく。その他の未改良区間については、事業実施時期等の検討を行っていく。

【協議会の方向性】

引き続き、整備区間の指定を受けた道路の整備促進並びに、指定を受けていない区間の早期事業化などについて、要請する必要がある。

第2号議案

令和5年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算比 (B) - (A)	備考
1. 会 費			1,645,000	0	1,645,000	1,640,000	△ 5,000	
	1. 会 費		1,645,000	0	1,645,000	1,640,000	△ 5,000	
		1. 一般負担金	1,165,000	0	1,165,000	1,165,000	0	市町負担金
		2. 特別負担金	480,000	0	480,000	475,000	△ 5,000	県議会議員負担金
2. 補助金			110,000	0	110,000	110,000	0	
	1. 補助金		110,000	0	110,000	110,000	0	
		1. 県補助金	110,000	0	110,000	110,000	0	県補助金
3. 雑収入			1,000	0	1,000	7	△ 993	
	1. 雑収入		1,000	0	1,000	7	△ 993	
		1. 雑 収 入	1,000	0	1,000	7	△ 993	預金利息
4. 繰越金			505,000	0	505,000	505,752	752	
	1. 繰越金		505,000	0	505,000	505,752	752	
		1. 繰 越 金	505,000	0	505,000	505,752	752	
歳 入 合 計			2,261,000	0	2,261,000	2,255,759	△ 5,241	

歳出の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	決算額	不 用 額	備 考
1. 事務局費			1,042,000	0	0	1,042,000	838,035	203,965	
	1. 事務局費		1,042,000	0	0	1,042,000	838,035	203,965	
		1. 報 酬	600,000	0	0	600,000	600,000	0	事務局長報酬
		2. 賃 金	110,000	0	0	110,000	96,861	13,139	
		3. 旅 費	112,000	0	0	112,000	47,000	65,000	
		4. 需用費	80,000	0	0	80,000	24,157	55,843	事務用品費
		5. 役務費	60,000	0	0	60,000	22,612	37,388	祝電、各種通知郵送料
		6. 諸 費	80,000	0	0	80,000	47,405	32,595	高速道路通行料
2. 会 議 費			300,000	0	0	300,000	167,490	132,510	
	1. 総 会 費		231,000	0	0	231,000	118,140	112,860	
		1. 需用費	100,000	0	0	100,000	82,280	17,720	議案集印刷製本費等
		2. 借上料	130,000	0	0	130,000	35,090	94,910	
		3. 諸 費	1,000	0	0	1,000	770	230	総会費支払手数料
	2. 役員会費		69,000	0	0	69,000	49,350	19,650	
		1. 需用費	67,000	0	0	67,000	49,350	17,650	湯茶等
		2. 借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 諸 費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
3. 事 業 費			914,000	0	0	914,000	768,995	145,005	
	1. 調査企画費		283,000	0	0	283,000	229,379	53,621	
		1. 賃 金	110,000	0	0	110,000	76,711	33,289	
		2. 需用費	153,000	0	0	153,000	149,918	3,082	要望調査資料等
		3. 役務費	20,000	0	0	20,000	2,750	17,250	振込手数料
	2. 促進対策費		351,000	0	0	351,000	338,082	12,918	
		1. 旅 費	104,000	0	△ 18,000	86,000	79,620	6,380	要望活動旅費等
		2. 需用費	37,000	0	△ 29,000	8,000	7,231	769	
		3. 活動費	205,000	0	47,000	252,000	251,231	769	道路利用者会議負担金等
		4. 諸 費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	
	3. 中央要望活動費		280,000	0	0	280,000	201,534	78,466	
		1. 旅 費	160,000	0	0	160,000	116,920	43,080	
		2. 需用費	120,000	0	0	120,000	84,614	35,386	要望書印刷製本費等
4. 予 備 費			5,000	0	0	5,000	0	5,000	
	1. 予 備 費		5,000	0	0	5,000	0	5,000	
		1. 予 備 費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	
歳 出 合 計			2,261,000	0	0	2,261,000	1,774,520	486,480	

歳入合計 2,255,759 円

歳出合計 1,774,520 円

歳入歳出差引額 481,239 円（翌年度繰越金）

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の令和５年度会計に係る歳入歳出決算書について、
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果に
についても正確に処理されていることを認めます。

令和６年４月５日

監 事

小野 申人

監 事

奥田 正和

※原本は事務局で保管しています。

第3号議案

令和6年度活動方針、重点目標（案）について

令和6年度活動方針（案）

県土の4割以上を占める4市4町が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、昭和42年の設立から半世紀以上にわたり、会員相互の緊密なる連携のもと、本地域の繁栄と発展を促進するため、時代に即した積極的かつ着実な活動を展開してきた。

しかしながら、内陸部地域においては、人口減少、少子高齢化によって住民生活の基盤となる医療、福祉、教育、地域公共交通など、様々な分野で担い手不足が深刻化しており、将来に渡って住民の安全と安心が確保されるよう、持続可能な制度設計が不可欠となっている。

こうした中、国においては、三位一体の労働市場改革による「人への投資」の強化や、DX・GXの推進など、「持続可能な社会」を目指した様々な取組が進められている。中でも、地域公共交通については、JR芸備線において国内初となる再構築協議会が設置され、その動向は、今後のローカル鉄道の在り方の方向性を示すものとして注目を集めている。JRを始めとする地域公共交通は、住民の生活を支える重要なインフラ施設であり、持続可能で高い利便性を具えたネットワークが確保されるよう、引き続き、自治体や事業者が相互に協力し、取組を進めていくことが重要である。

広島県においては、「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョン」に基づき、県民一人一人の安心の確保と、県民が誇りを持って夢や希望に挑戦できる社会の実現に向けた施策が進められており、将来を担う人材の育成や誰もが快適かつ安心して暮らせるまちづくりの推進に期待するところである。一方で、本県は若年層の転出超過が喫緊の課題であり、その対策が求められる中、本県の有する豊かな自然や、観光資源、食、伝統文化など、人々を惹きつける多くの魅力を活かし、関係人口の拡大や、移住・定住の促進、企業立地等につながる取組を県・市町が一体となって推進していくことが重要である。

本地域は、国土保全、食料の供給、水源かん養などの多面的・広域的かつ極めて重要な機能を有しており、国民生活にとって極めて重要な役割を担っている。この国民共有のかけがえのない財産を、わたしたちは守り続ける責務がある。

以上を踏まえ、本協議会は、広島県の活性化はもとより、この美しい環境や伝統文化を未来に引き継ぐため、国・県の施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、引き続き、積極的な活動を展開し、次世代に誇りと自信を持って継承することができる地域社会の創造と内陸地域の発展を目指すものである。

令和6年度重点目標（案）

I. 安心な暮らしの実現に向けて

- 1 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保
- 2 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援
- 3 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 4 地域に根差した県立高等学校の存続を含めた教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実
- 5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

II. 地域産業の振興に向けて

- 1 観光振興の推進及び支援策の充実
- 2 家畜伝染病対策を含む 2025 広島県農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実
- 3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実
- 4 飼料価格等の高騰に直面する兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実
- 5 広島県 DX 加速プランにおける全県的な DX の推進
- 6 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実
- 7 中国自動車道の効果的な活用による地域振興

III. 生活基盤の充実にに向けて

- 1 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化
- 2 高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上
- 3 JR をはじめとする交通ネットワークの維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 4 災害復旧・復興事業、国土強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化

令和 6 年度重点目標参考資料

令和 5 年度重点目標	令和 6 年度重点目標(案)
I. 安心な暮らしの実現に向けて	I. 同左
① 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保	① 同左
② 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援	② 同左
③ 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化	③ 同左
④ 地域に根差した県立高等学校の存続を含めた教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実	④ 同左
⑤ 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進	⑤ 同左
⑧ 感染症対策及び支援策の充実強化	削除
II. 地域産業の振興に向けて	II 同左
⑨ 観光振興の推進及び支援策の充実	⑥ 同左
⑩ 家畜伝染病対策を含む2025広島県農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実	⑦ 同左
⑪ 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実	⑧ 同左
⑫ 飼料価格の高騰に直面する兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実	⑨ 同左
⑬ 広島県DX加速プランにおける全県的なDXの推進	⑩ 同左
⑭ 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実	⑪ 同左
⑮ 中国自動車道の効果的な活用による地域振興	⑫ 同左
III. 生活基盤の充実に向けて	III 同左
⑯ 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化	⑬ 同左
⑰ 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	削除
⑱ 高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上	⑭ 同左
⑥ JRを始めとする交通ネットワークの維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化	⑮ 同左 (I. 安心な暮らしの実現に向けてから移行)
⑦ 災害復旧・復興事業、国土強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化	⑯ 同左 (I. 安心な暮らしの実現に向けてから移行)

令和6年度事業計画（案）

時 期	事 業 内 容	場 所
令和6年 4月5日	令和5年度会計監査	府 中 市 世 羅 町
5月13日	役 員 会	広 島 市
5月30日	第58回通常総会	広 島 市
6月～7月	令和7年度主要施策に関する要望事項のとりまとめ	事 務 局
8月中旬	役 員 会	広 島 市
9月下旬	理 事 会	広 島 市
10月中旬	令和7年度主要施策に関する要望活動（広島県への要望活動）	広 島 市
10月下旬	令和7年度主要施策に関する要望活動（県内の国出先機関への要望活動）	三 次 市 広 島 市
11月中旬	令和7年度主要施策に関する中央要望活動（地元選出国會議員等への要望活動）	東 京 都
令和7年 2月中旬	役 員 会	広 島 市

第4号議案

令和6年度歳入歳出予算（案）について

歳入の部

（単位：千円）

款	項	目	R 6 予算額	R 5 予算額	対前年度比較	備考
1. 会 費			1, 645	1, 645	0	
	1. 会 費		1, 645	1, 645	0	
		1. 一般負担金	1, 165	1, 165	0	市町負担金
		2. 特別負担金	480	480	0	県議会議員負担金
2. 補助金			110	110	0	
	1. 補助金		110	110	0	
		1. 県補助金	110	110	0	県補助金
3. 雑収入			1	1	0	
	1. 雑収入		1	1	0	
		1. 雑 収 入	1	1	0	預金利息外
4. 繰越金			481	505	△ 24	
	1. 繰越金		481	505	△ 24	
		1. 繰 越 金	481	505	△ 24	
歳 入 合 計			2, 237	2, 261	△ 24	

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	R 6 予算額	R 5 予算額	対前年度比較	備 考
1. 事務局費			1,011	1,042	△ 31	
	1. 事務局費		1,011	1,042	△ 31	
		1. 報 酬	600	600	0	
		2. 賃 金	100	110	△ 10	
		3. 旅 費	131	112	19	
		4. 需用費	60	80	△ 20	
		5. 役務費	50	60	△ 10	郵送料
		6. 諸 費	70	80	△ 10	高速通行料
2. 会 議 費			300	300	0	
	1. 総 会 費		231	231	0	
		1. 需用費	100	100	0	議案集等
		2. 借上料	130	130	0	会場・控室
		3. 諸 費	1	1	0	
	2. 役員会費		69	69	0	
		1. 需用費	67	67	0	
		2. 借上料	1	1	0	
		3. 諸 費	1	1	0	
3. 事 業 費			921	914	7	
	1. 調査企画費		272	283	△ 11	
		1. 賃 金	100	110	△ 10	
		2. 需用費	162	153	9	要望調査資料等
		3. 役務費	10	20	△ 10	郵送料
	2. 促進対策費		379	351	28	
		1. 旅 費	92	104	△ 12	
		2. 需用費	37	37	0	
		3. 活動費	245	205	40	道路利用者会議負担金等
		4. 諸 費	5	5	0	
	3. 中央要望活動費		270	280	△ 10	
		1. 旅 費	150	160	△ 10	
		2. 需用費	120	120	0	
4. 予 備 費			5	5	0	
	1. 予 備 費		5	5	0	
		1. 予備費	5	5	0	
歳 出 合 計			2,237	2,261	△ 24	

令和 6 年度市町負担金

No.	市 町 名	人口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	計(円)
1	府 中 市	37,655	23,000	189,000	212,000
2	三 次 市	50,681	23,000	254,000	277,000
3	庄 原 市	33,633	23,000	169,000	192,000
4	安 芸 高 田 市	26,448	23,000	133,000	156,000
5	安 芸 太 田 町	5,740	23,000	29,000	52,000
6	北 広 島 町	17,763	23,000	89,000	112,000
7	世 羅 町	15,125	23,000	76,000	99,000
8	神 石 高 原 町	8,250	23,000	42,000	65,000
合 計		195,295	184,000	981,000	1,165,000

算出基礎： 平等割： 23,000円

人口割： 人口数に5円を乗じて得た額を
1,000円単位で切り上げた額

人口数値： 令和2年国勢調査による。

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

令和6年5月30日現在

職 氏 名			
県議会議員	小林 秀矩	県議会議員	下森 宏昭
県議会議員	桑木 良典	県議会議員	伊藤 英治
県議会議員	玉重 輝吉	県議会議員	本長 糧太
県議会議員	加納 孝彦	県議会議員	八幡原 圭
府中市長	小野 申人	府中市議会議長	本谷 宏行
三次市長	福岡 誠志	三次市議会議長	山村恵美子
庄原市長	木山 耕三	庄原市議会議長	林 高正
安芸高田市長	石丸 伸二	安芸高田市議会議長	大下 正幸
安芸太田町長	橋本 博明	安芸太田町議会議長	中本 正廣
北広島町長	箕野 博司	北広島町議会議長	湊 俊文
世羅町長	奥田 正和	世羅町議会議長	米重 典子
神石高原町長	入江 嘉則	神石高原町議会議長	橋本 輝久

広島県内陸部振興対策協議会会則

- 第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。
- 第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。
広島県内陸部関係市町長
広島県内陸部関係市町議会議長
広島県内陸部選出の県議会議員
- 第3条 本会は、広島県内陸部市町相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。
- 第4条 本会の事務局は、副会長所在市とし、別に事務局長を置くことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1 名
(2) 副会長 2 名
(3) 幹事長 1 名
(4) 副幹事長 1 名
(5) 理事 若干名
(6) 監事 2 名
- 第6条 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。
2 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 第10条 本会に、顧問を置くことができる。
2 顧問は、会長が委嘱する。
- 第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。
- 第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。
総務部会 産業部会 建設部会
2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。
- 第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町の負担とする。
- 第14条 本会の市町の会費は、6月末日までに納付するものとする。
- 第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。
- 附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成17年6月3日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成28年6月1日から施行する。